

## 宿所提供施設について

### ●宿所提供施設の目的

宿所提供施設は、生活保護法第38条第6項に基づく保護施設で、「住居のない要保護者の世帯に対して、住宅扶助を行う」ことを目的としています。

現在は、親族不和などの家庭内問題・り災・立ち退き等緊急入所需要の増加に対応するため、緊急一時保護利用に特化して運営しています。

### ●対象となる方

社会福祉法第14条に定める福祉に関する事務所の長（福祉事務所）が、施設の利用を認めた者。

### ●利用期間

原則として3か月以内（最長12か月）

### ●居室

世帯の構成員数によって、1Rから3DKまでの広さの居室があります。

### ●施設一覧（令和8年4月1日現在）

| 施設名    | 利用対象者  | 利用定員（世帯） | 指定管理者          |
|--------|--------|----------|----------------|
| 小豆沢荘   | 家族・単身者 | 85（45）   | （社福）特別区社会福祉事業団 |
| 西新井栄荘  | 家族・単身者 | 66（32）   | （社福）特別区社会福祉事業団 |
| 淀橋荘(※) | —      | —        | —              |
| 葛飾荘    | 家族・単身者 | 50（40）   | （社福）特別区社会福祉事業団 |
| 江東荘    | 家族・単身者 | 60（59）   | （社福）新栄会        |
| 新幸荘    | 家族・単身者 | 134（75）  | （社福）特別区社会福祉事業団 |
| 東が丘荘   | 家族・単身者 | 80（50）   | （社福）東京援護協会     |
| 一之江荘   | 家族・単身者 | 70（32）   | （社福）新栄会        |

※ 淀橋荘は改築工事のため令和7年3月末事業休止